

本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」（事務連絡）の内容について周知するものです。関係者に周知願います。

事務連絡
令和2年12月24日

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催については、「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月13日文化庁政策課事務連絡）において、来年2月末までの開催制限等について御連絡したところです。

この度、感染拡大地域等における催物の開催制限等の取扱いについて、12月23日に、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」（事務連絡）が発出されており、その内容をご参照ください。

これらの内容について御了知いただくとともに、活動場所等となる地域の状況を自治体等に確認し、把握したうえで、適切に対応してください。また、本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考)

- ・感染拡大地域における催物の開催制限等について（令和2年12月23日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201223.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策分科会関連情報

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/yusikisyakaigi.html>

本件連絡先 文化庁政策課
電話：03-6734-2809(直通)
メール：s-kikaku@mext.go.jp